

特定商取引法及び特定商品預託法の書面交付義務の電子化
に反対する会長声明

1 政府は、2021年（令和3年）3月5日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下「特定商品預託法」という。）における概要書面及び契約書面（以下「契約書面等」という。）の交付を電磁的方法により行うことを容認する改正法案（以下「本改正法案」という。）を閣議決定し、今国会に提出した。

しかしながら、本改正法案は、特定商取引法及び特定商品預託法が果たしてきた消費者保護機能を大きく損なうものといわざるを得ず、当会は、本改正法案に強く反対するものである。

2 そもそも、特定商取引法及び特定商品預託法が契約書面等の交付義務を事業者課しているのは、両法において規制する取引が、不意打ち的な勧誘により即断を迫られて契約したり、儲け話に惹かれて経済的な負担や利益収受の困難性等を冷静に検討しないまま契約したりするおそれが強い類型であることに鑑み、消費者に対し、契約の内容を確認させ、冷静に考え直す機会を与えて契約締結の判断の適正さを確保するためである。

このような趣旨に基づき、現行制度上、契約書面等については様々な規律が設けられ、消費者の保護が図られている。

たとえば、契約書面等は、契約内容が一覧性のある書面に記載される必要があるため、交付を受けた消費者は、商品名、数量、金額、販売業者名、住所、電話番号、解除権の内容等の重要な記載事項を比較的容易に確認することができる。また、クーリング・オフに関する事項は、8ポイント以上の大きさの活字をもって、赤枠内に赤字で記載しなければならない。そのため、予備知識のない消費者でも、契約書面等の中からクーリング・オフに関する記載を容易に発見することが可能である。

3 仮に、契約書面等の電磁的方法による提供が認められた場合、スマートフォンの画面上で契約内容を確認するためには、画面のスクロールや拡大の操作が不可欠となり、契約内容の確認の容易性は低下を免れない。また、8ポイント以上の大きさの文字を画面上で表示させつつ記載事項全体を一覧できるようにすることは不可能であるから、消費者が積極的に画面のスクロールや拡大等の操作をしないとクーリング・オフに関する事項を発見できなくなり、契約書面等が有するクーリング・オフの告知機能が著しく減退することは明らかである。

4 なお、本改正法案では、契約書面等の交付に代わる電磁的方法での情報

提供は、消費者の承諾を得ることが条件とされている。この点につき消費者庁は、消費者が「納得ずくの承諾」をした場合に、電子データによる提供の方法を否定する理由はないと説明する。

しかしながら、そもそも書面交付義務は、不意打ち型勧誘や利益誘引型勧誘による契約等について、契約内容を十分に認識していない消費者に確認を促し、権利を告知するために課されるものである。そうである以上、電磁的方法による情報提供について「納得ずくの承諾」を前提とすること自体が困難であり、安易な承諾を誘発することに繋がりにかぬない。また、オンライン契約での申込み手順の中で、電磁的方法による情報提供を「承諾する」とのデフォルト設定がなされたり、契約条項の中に「電子データによる提供を承諾する」旨の条項を加えておく方法がなされたりした場合には、消費者の承諾が形骸化するおそれもおそれ否定できない。

- 5 高齢者の消費者被害は、家族や見守りの支援者が契約書面等を見つけて発覚する例も少なくない。電磁的方法による提供がなされると、契約の存在が第三者から見えにくくなり、被害が潜在化するおそれがある。

また、2022年（令和4年）4月には、民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる予定である。特定商取引法の規律する連鎖販売取引（マルチ商法）が、特に若年者に被害の多い取引類型であることを踏まえると、契約書面等の電子化は、社会生活上の経験が十分でない若年者の保護の要請にも逆行するものといえる。

- 6 したがって、当会は、特定商取引法及び特定商品預託法における書面交付義務の電子化を容認する本改正法案に強く反対する。

以 上

2021（令和3）年3月30日

島根県弁護士会

会長 鳥 居 竜 一